

令和 2 年度 札幌市立札幌中学校 P T A 会則【改正案】

※昨年度の会則から改正の見直しがあったものだけを載せております

総会資料 7 ページ

- ・ 第 5 章 役員 第 5 条 4.事務局次長を昨年度まで 2 名としておりましたが、役員の P T A 活動の充実を図るため人数を 1 名以上とし、7 名体制だった役員を 7 名以上としたい。

総会資料 8 ページ

- ・ 第 1 章 専門委員会 第 22 条 平成 30 年度まで発行しておりました P T A 広報誌『いちよう』を昨年から広報誌をやめて H.P で掲載する形をとり、広報委員の方には H.P の作成を活動として従事していただきました。しかし、各学級からの委員の選出の難しさや H.P の作成にたくさんの人数の必要性が無い事から今年度から専門委員会から広報委員を無くす事にします。

この件につきましては、2 月 21 日の運営委員会で承認されております。

また、H.P 作成につきましては P T A 役員の方で遂行していく事とします。

そして、昨年まで『特別委員会』にありましたバザー委員会を『専門委員会』に置き、学校祭バザーの状況報告などの“各委員会とバザー委員との情報共有”を図るためにバザー委員長は運営委員会の出席をしていただく事を考えております。

このことから 第 24 条 専門委員の任務 に広報委員会が無くなりバザー委員会が表記の通り加わりません。

昨年度の最終運営委員会で協議に挙げて頂きました『各学年・専門委員会から選考委員会を構成するのではなく、選考委員として各学級から 1 名選出してはどうか?』という提案につきまして臨時役員会を設けて協議した結果、現状、各学級から学級代表と専門委員 3 名以上を選出することが難しいなか、選考委員を別に設ける事でさらに委員の選出が難しくなる事を踏まえ今まで通り『各学年・各専門委員会からの選出』としたいと考えております。

以上を踏まえ、資料 10 ページ P T A 組織図 も改正したいと思います。

総会資料 11 ページ P T A 細則

- ・ P T A 細則 第 3 章 旅費規程 第 6 条の 1 『市内一律 1,500 円を 1,000 円』に改正します。

以上、昨年度の P T A 活動を踏まえて、会則の見直しを致しました。

ご検討よろしくお願い致します。